

点検内容（市民参加条例及び市民参加条例施行規則の一部抜粋）

1 パブリックコメント

【条例】

（パブリックコメント手続の実施）

第10条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案及び当該案に関する資料
- (2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、パブリックコメント手続において、意見等の提出があったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案の概要
- (2) 提出された意見等の概要
- (3) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (4) 対象行為の案を修正した場合は、その内容
- (5) その他必要な事項

3 意見等の提出期間は、第1項の規定による公表の日から30日以上とする。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見等の提出期間を定めることができる。この場合においては、第1項に規定する公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

（再度のパブリックコメント手続の実施）

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続により提出された意見等に基づき修正された対象行為の案が、前条第1項の規定により公表した対象行為の案と異なるものとなったときは、再度パブリックコメント手続を実施することができる。

【規則】

(パブリックコメント手続)

第4条 条例第10条及び第11条に規定するパブリックコメント手続による意見等の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) パブリックコメント手続を実施する所管課が指定する場所への書面の持参
- (5) その他市長が必要と認める方法

2 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。この場合において、意見を提出しようとする者が明らかにする必要がある事項については、意見等の募集の際に明示するものとする。

2 審議会

【条例（自治基本条例）】

（審議会等の運営）

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

- 2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。
- 3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。
- 4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

【条例】

（審議会等の運営）

第9条 審議会等の運営は、自治基本条例第31条の規定によるほか、次項から第4項までに定めるところによる。

- 2 実施機関は、審議会等の委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 選考の基準及び方法
 - (2) その他必要な事項
- 3 実施機関は、審議会等を開催したときは、会議録を作成し、その概要を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、審議会等から会議の結果等の報告を受けたときは、当該報告の概要その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

(審議会等の委員の公募等)

第3条 市長は、条例第9条第2項に規定する審議会等の委員の公募に当たっては、審議会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として委員の総数の5分の1以上を公募により選出するよう努めるものとする。

- (1) 法令により委員の資格が限られているもの
- (2) 委員に対して特に専門的な識見が要求されるもの
- (3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの
- (4) その他公募による委員の選任が適当でないと市長が認めるもの

2 条例第9条第2項第1号に規定する選考の基準及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 公募による委員の資格は、次のとおりとすること。
 - ア 公募を実施する審議会等の委員の任期の初日において、本市における他の審議会等の委員でない者
 - イ 原則として18歳以上の市民
 - ウ 本市の職員及び議員でない者
- (2) 公募の委員の選考は、次のいずれかの方法により行うこと。
 - ア 小論文等による選考
 - イ 面接による選考
 - ウ 書類選考

3 条例第9条第2項第2号に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の名称及び所掌事務
- (2) 募集する委員の数及び任期
- (3) 応募資格及び応募方法
- (4) 会議開催の予定時期及び予定回数
- (5) 報酬等の有無
- (6) その他市長が必要と認める事項

4 委員を公募する期間は、原則として30日以上とする。

5 市長は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 委員を募集した期間
- (3) 委員の選考方法
- (4) 応募者及び選任した委員の数及び選任理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 意見交換会

【条例】

(意見交換会の開催)

第12条 実施機関は、意見交換会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の名称及び議題
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

3 実施機関は、意見交換会で出された意見等の概要及び当該意見等に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

(意見交換会)

第5条 条例第12条第1項に規定する公表は、原則として当該意見交換会の開催日の2週間前までに行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見交換会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

4 ワークショップ

【条例】

(ワークショップの開催)

第14条 実施機関は、ワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) ワークショップの名称及び議題
- (2) 公募の方法
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、ワークショップを開催するに当たっては、共同作業を通じて多様な提案を引き出すとともに、当該提案が実現可能なものとなるよう助言するものとする。

3 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

4 実施機関は、ワークショップにおいて実現可能な提案がなされたときは、当該提案の概要及び当該提案に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

(ワークショップ)

第7条 条例第14条第2項に定めるもののほか、市長は、ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びに会議を進行する者の選任等を適切に行い、参加者の誰もが自由に意見を述べ、又は議論することができる環境を確保するよう努めるものとする。

2 条例第14条第3項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) ワークショップの名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

5 意向調査

【条例】

(意向調査の実施)

第15条 実施機関は、意向調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにするとともに、回答に必要な情報を提供しなければならない。

2 実施機関は、意向調査の実施後、その結果を公表しなければならない。

【規則】

第8条 条例第15条第2項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 意向調査の名称
- (2) 意向調査の目的、方法及び対象
- (3) 意向調査の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) その他市長が必要と認める事項

6 共通

【規則】

(公表の方法)

第10条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、市長が適當と認める方法により行うものとする。

- (1) 次に掲げる場所での閲覧又は配布
 - ア 市民参加の手続を実施する所管課の窓口
 - イ 市政情報コーナー
 - ウ 厚木市地区市民センター
 - エ 厚木市役所連絡所
 - オ 厚木市立中央図書館
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) インターネットを利用しての閲覧
- (4) その他市長が適當と認める方法

令和6年度 市民参加手続実施結果

No.5 第2期厚木市自殺対策計画の策定

1 担当課 健康医療課

2 実施した市民参加手続

(1) 審議会

(2) パブリックコメント

自殺対策計画（第2期）のパブリックコメントの実施について

更新日：2024年05月07日 / 公開日：2024年05月07日

1 案件の名称

厚木市自殺対策計画（第2期）（案）

2 配布及び閲覧場所

次に掲げる場所等で5月15日から6月14日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 保健福祉センター1階 健康医療課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 中央図書館
- (6) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (7) 市ホームページ

3 意見等提出期間

令和6年5月15日（水曜日）から6月14日（金曜日）まで

※郵送の場合は、6月14日必着とします。

4 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

5 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

- (1) 持参する場合
 - ア 保健福祉センター1階 健康医療課の窓口へ直接提出
 - イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函
 - ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函
- (ア) 市役所本庁舎1階
 - (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
 - (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
 - (エ) 保健福祉センター1階
 - (オ) 中央図書館
 - (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (2) 郵送する場合
 - 郵送先 郵便番号243-0018 厚木市中町1-4-1 保健福祉センター 厚木市健康こどもみらい部健康医療課宛て
 - (3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-223-7066

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 2250@city.atsugi.kanagawa.jp

- 電子メールの件名「厚木市自殺対策計画（第2期）（案）パブリックコメント意見」

6 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市自殺対策計画（第2期）（案）の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

7 厚木市自殺対策計画（第2期）（案）について

[パブリックコメント手続実施要領 \(PDFファイル: 143.3KB\)](#)

[厚木市自殺対策計画（第2期）（案） \(PDFファイル: 3.7MB\)](#)

[厚木市自殺対策計画（第2期）概要版 \(PDFファイル: 1.2MB\)](#)

[意見等提出用紙 \(Wordファイル: 19.5KB\)](#)

この記事に関するお問い合わせ先

inquiry

健康こどもみらい部 健康医療課 健診・予防係
〒243-0018
厚木市中町1-4-1
電話番号：046-225-2201
ファックス番号：046-223-7066

[メールフォームによるお問い合わせ](#)



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

厚木市自殺対策計画（第2期）（案）に対する
パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和6年5月15日（水曜日）から令和6年6月14日（金曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
- (2) 意見の件数 1件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
その他要望・意見			
1	<p>精神科診療体制について</p> <p>自殺企図による自傷の患者さんにとって、一番大切なのは「死にたくなった時に駆け込める場所」だと思っています。</p> <p>市内にも精神科病院・クリニックは多数あり、近隣市町村と比較して多い方だと思いますが、ほとんどが予約に時間がかかり、すぐに「飛び込む」場所がありません。</p> <p>例えば、市内において輪番制で構わないので、対面でカウンセリング、診療ができる場所に行ける体制ができればと思います。</p> <p>すぐには難しいと思いますが、御検討をお願いしたいです。</p>	<p>いただきました御要望につきましては、医療分野等の関係機関及び行政機関において情報を共有するとともに連携の強化を図ってまいります。</p> <p>【計画案P36 第4章「1基本施策に基づく対策」(1)地域におけるネットワークの強化 ア セーフコミュニティにおける分野横断的な連携体制の強化】</p>	

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 健康医療課
- (2) 連絡先 046-225-2201

5 結果公開日

令和6年6月28日 公開

厚木市自殺対策計画

(第2期)

概要版

厚木市

計画策定に当たって

1 計画の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成15（2003）年をピークに令和元（2019）年まで減少傾向にあったものの、令和2（2020）年以降は増減を繰り返し、年間2万人を超えており現在もなお非常事態が続いている状況です。

本市では、平成20（2008）年から「厚木市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、独自の啓発や相談支援に取り組むほか、平成30（2018）年には自殺対策基本法に基づく厚木市自殺対策計画を策定し、包括的な自殺対策を進めてきました。

同計画の実施期間が令和6（2024）年6月で満了となることから、これまでの本市における自殺対策の課題を見直し、より効果的な取組に発展できるよう、本計画を策定するものです。これまで同様、セーフコミュニティの推進や地域包括ケア社会の実現に向けた各種施策と一体的な対策として推進していきます。

2 計画の位置付け

自殺対策基本法に基づく、市町村自殺対策計画として策定します。

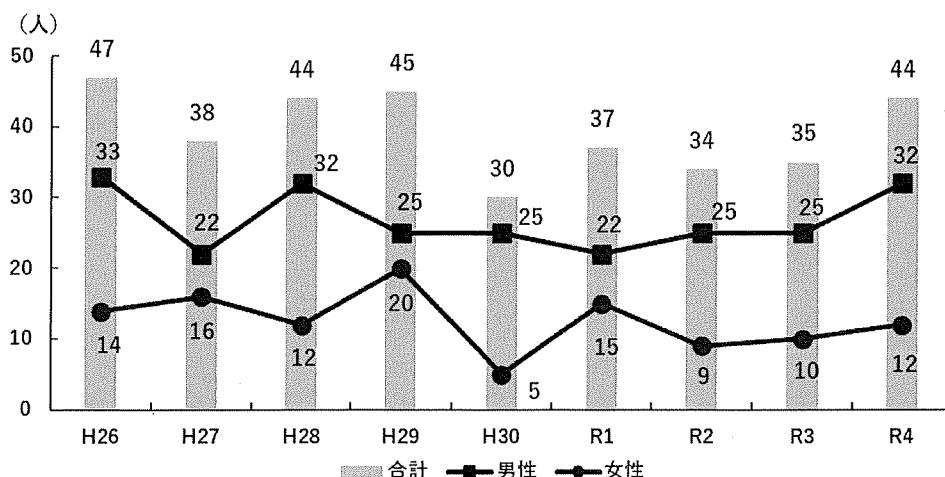
3 計画期間

令和6（2024）年7月から令和11（2029）年6月までの5年間とします。

厚木市の現状と課題

1 自殺者数と男女割合

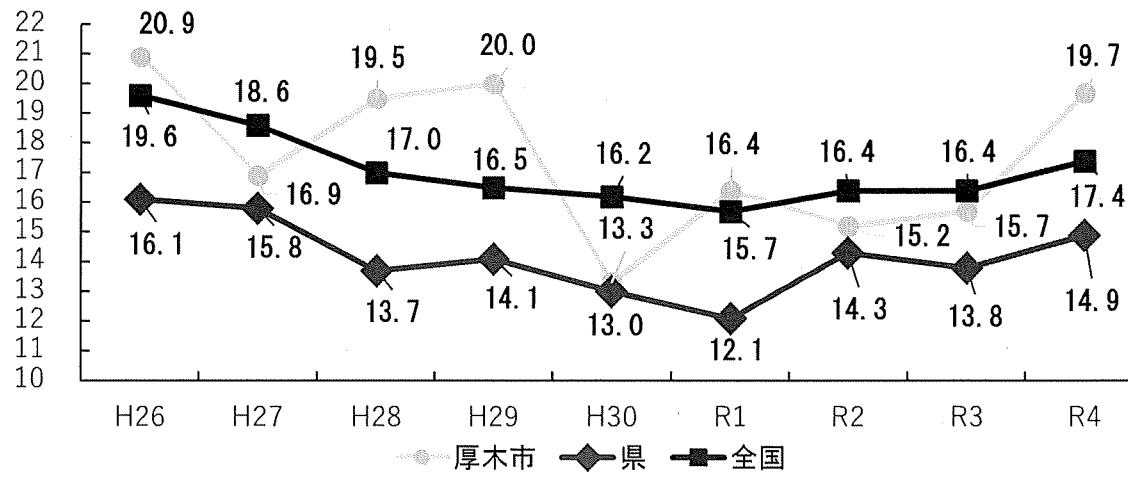
本市の年間自殺者数は、平成30（2018）年から令和3（2021）年までは30人台で推移していましたが、令和4（2022）年は44人と増加しました。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 自殺死亡率の推移

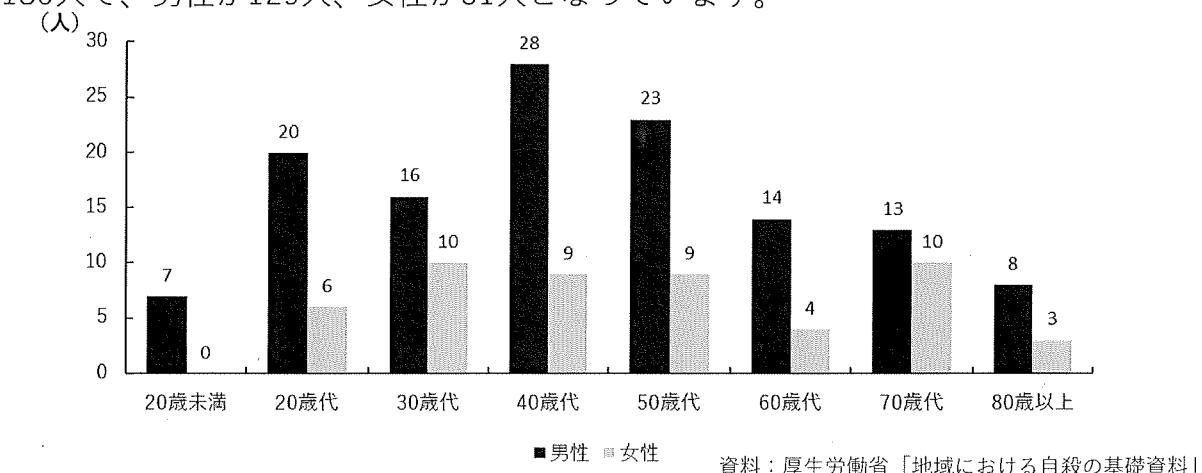
人口10万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率（1月～12月）について、本市は県を上回る状況が続いているが、令和4（2022）年には全国・県を大きく上回っています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

3 男女・年齢別自殺者数

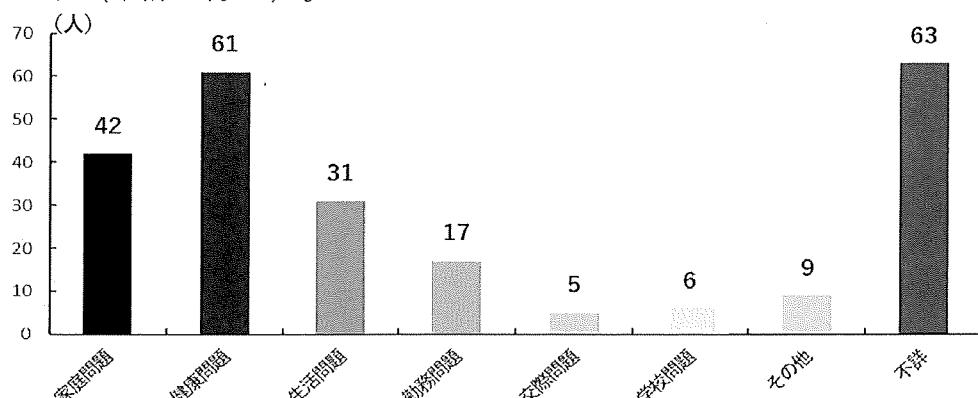
本市の自殺者数の5年間（平成30（2018）年～令和4（2022）年）の累計は180人で、男性が129人、女性が51人となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

4 原因・動機別自殺者数

本市の自殺の原因・動機を5年間（平成30（2018）年～令和4（2022）年）の累計でみると、「健康問題」が最も多く、「家庭問題」、「経済・生活問題」と続いている（不詳を除く）。



※ 平成30（2018）年～令和3（2021）年までは3つまで、令和4（2022）年は4つまで複数回答可
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

重点サポート対象者

自殺対策を効果的に進めるためには、支援を優先すべき重点サポート対象者を選定して対策を講じることが重要となります。

次の表では、本市における自殺者数が多い上位5区分と、各区分の背景にある主な自殺の危機経路を示しています。

【本市の主な自殺の特徴と背景にある主な自殺の危機経路】

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 (自殺に至るまでの経路)
1位：男性60歳以上 無職同居	16人	8.9%	20.9	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+ 身体疾患→自殺
2位：男性40～59歳 有職独居	15人	8.3%	41.1	配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失 敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
3位：女性60歳以上 無職同居	14人	7.8%	11.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：男性40～59歳 有職同居	14人	7.8%	11.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事 の失敗→うつ状態→自殺
5位：男性20～39歳 有職同居	12人	6.7%	17.7	職場の人間関係/仕事の悩み（ブラック企業） →パワハラ+過労→うつ状態→自殺

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023（厚木市）」

この分析から、本市における重点サポート対象者には「高齢者」、「生活困窮者」、「勤労者」を選定しました。

〈支援が優先されるべき重点サポート対象者〉

高齢者

生活困窮者

勤労者

計画の数値目標

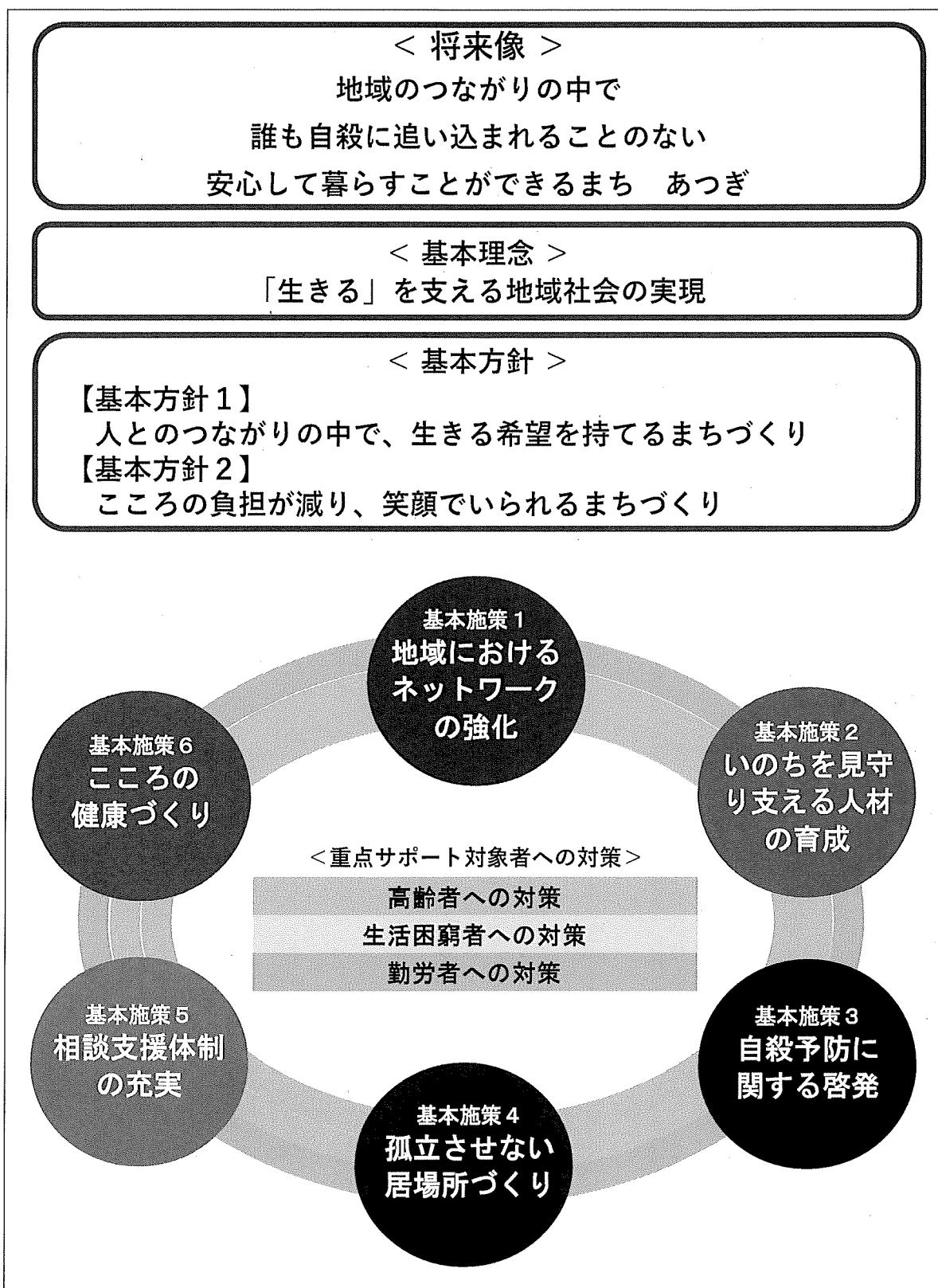
本計画では、自殺死亡率について、平成29（2017）～令和4（2022）年の平均値16.7を現状値とし、令和5（2023）～9（2027）年の平均値を30%以上減少させ、11.7以下にすることを目標とします。

厚木市	現状値 平成29（2017）年～ 令和4（2022）年	目標値 令和5（2023）年～ 令和9（2027）年
自殺死亡率（期間平均） (人口動態統計)	16.7	11.7 30%以上減少

施策の体系

将来像、基本理念及び基本方針については、セーフコミュニティの推進や地域包括ケア社会の実現に取り組む中で、誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできる社会を目指すものとして、前計画から継承します。

6つの基本施策については、全ての市町村が共通して取り組むべき内容として定めたものであり、重点サポート対象者はいずれの施策においても優先されます。



6つの基本施策

国が示している全ての市町村が共通して取り組むべき基本施策をベースに、本市としての基本施策を次のとおり定めました。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- ・セーフコミュニティにおける分野横断的な連携体制の強化
- ・地域包括ケア社会の実現に向けた取組の推進

基本施策2 いのちを見守り支える人材の育成

- ・ゲートキーパーの養成
- ・地域で見守る人材の育成
- ・市職員の資質向上

基本施策3 自殺予防に関する啓発

- ・自殺予防のための適切な知識の普及
- ・自殺対策の啓発活動の推進

基本施策4 孤立させない居場所づくり

- ・居場所づくり・生きがいづくりの支援
- ・遺された人への支援

基本施策5 相談支援体制の充実

- ・相談しやすい体制の整備
- ・相談窓口の連携強化

基本施策6 こころの健康づくり

- ・心身の健康保持に関する正しい知識の普及啓発
- ・SOSを出すスキル（救援力）の獲得の推進

重点サポート対象者への対策

高齢者への対策

◆ 現状

本市では、「60歳以上・無職者・同居」は、男女問わず自殺死亡率が高くなっています。今後も老人人口は増え続けることが想定されています。

◆ 取組の方向性と主な取組

支援の充実と相談窓口の周知、関係機関等の連携を強化し、高齢者が孤立せず、生きがいを持って、住み慣れた地域で生活できる地域づくりを目指します。

- ・高齢者の生活や介護に関する相談窓口の積極的周知
- ・社会参加と生きがいづくりの推進
- ・高齢者に関する支援者のネットワークの強化



生活困窮者への対策

◆ 現状

本市の自殺の原因・動機の第3位は「経済・生活問題」です。生活困窮者の自立支援のための相談は、令和2(2020)、3(2021)年度のコロナ禍で急増しています。

◆ 取組の方向性と主な取組

生活困窮者は、多様かつ広範な問題を複合的に抱え、他者との関係性が希薄で社会的に孤立しやすいため、相談窓口の周知や関係部署・機関との連携を強化します。

- ・生活困窮者自立支援制度の周知
- ・生活困窮者からのSOSをキャッチするための市職員等の資質向上
- ・相談窓口の情報を手元に届けるための周知方法の工夫

勤労者への対策

◆ 現状

本市の自殺者は20~50歳代の有職者男性が多く、配置転換や過労、職場の人間関係等、複数の要因が絡み合っています。相談件数も40~50歳代の働き盛りの男性が多く、仕事や事業、生活・お金、健康の悩みを抱えています。

◆ 取組の方向性と主な取組

長時間労働やハラスメント等の問題に対し、関係機関等と連携しながら各種相談窓口の周知や、メンタルヘルス対策の普及啓発を図ります。

- ・勤労者のための相談窓口の積極的周知
- ・勤労者や家族に対するメンタルヘルスの普及啓発
- ・働きやすい環境づくりの推進 等



計画の推進

本市の自殺対策が効果を発揮するよう、「厚木市セーフコミュニティ自殺予防対策委員会」及び「厚木市自殺対策庁内連絡会議」において、行政・関係機関と連携・協働して自殺対策を総合的に推進します。

令和6年度 市民参加手続実施結果

No.7 スポーツの聖地づくりに係る基本構想の策定

1 担当課 スポーツ魅力創造課

2 実施した市民参加手続

(1) 審議会

(2) 意見交換会

(3) パブリックコメント

厚木市スポーツの聖地づくり基本構想策定意見交換の開催について

更新日：2024年09月15日 / 公開日：2024年09月15日

本市は、様々なスポーツ施設が各地区に点在し、整備から30年以上経過して老朽化している施設がほとんどです。

また、市内の多くの施設は施設内設備やグラウンドの広さが不十分であるなどを理由にトップアスリートやトップリーグの大会等が開催できない状況となっています。

新たに策定する「スポーツの聖地づくり基本構想」は市全体の施設整備に関する基本的な構想とし、既存施設の再整備（集約）のほか、「スポーツの聖地あつぎ」と呼んでいただけるような新規スポーツ施設整備を推進することを目的として策定するものです。

意見交換会で皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。

意見交換会の名称

厚木市スポーツの聖地づくり基本構想意見交換会

開催日及び会場

令和6年10月4日（金曜日）午後7時から午後8時まで

市役所第二庁舎15階 農業委員会会議室

申し込み方法

9月27日（金曜日）までにスポーツ魅力創造課へ電話、ファックス、Eメールにて申し込みをお願いします。

出席される方の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号が必要です。

この記事に関するお問い合わせ先

inquiry

産業文化スポーツ部 スポーツ魅力創造課 スポーツ振興係

〒243-8511

厚木市中町3-17-17

電話番号：046-225-2531

ファックス番号：046-223-0044

メールフォームによるお問い合わせ

スポーツの聖地づくり基本構想の策定に係る意見交換会

について

意見交換会の名称	スポーツの聖地づくり基本構想の策定に係る意見交換会	
開催日時	令和6年 10月4日(金)午後7時から7時40分まで	
開催場所	厚木市役所第2庁舎 15階農業委員会会議室	
参加者数	9人	
担当課	スポーツ魅力創造課	
結果公開日	令和6年 10月18日(金)	
会議の経過	<ol style="list-style-type: none">開会課長挨拶スポーツの聖地づくり基本構想の策定について概要説明意見交換閉会	
スポーツの聖地づくり基本構想の策定について		
	質問・意見の概要	市の考え方
1	プロスポーツや大規模な大会をやってほしいという市民の意見や市内の協会などの意見はあるのか。	スポーツ協会に加盟している30団体からご意見を伺っている中で、大規模な全国大会を誘致したくても施設がない状況であると聞いています。
2	近隣と競合しないスポーツの大会ができるような設備を作っていただければ、今後30年、50年後もその施設は有効利用できると思っています。リサーチなどを十分に行いながら進めていただきたい。	慎重に進めてまいります。
3	今回はハード面の構想のことですが、スポーツの聖地となるためにはソフト面の取組もハード面と同時に進めていく必要があると思う。	ソフト面についてもスポーツ魅力創造課として取り組んでいきます。

	質問・意見の概要	市の考え方
4	競技人口が減ってしまうと、そもそも施設を使う人がいなくなってしまうので、小学生の頃からいろいろなスポーツに触れる機会を設けていただけると良いと思う。	貴重なご意見ありがとうございます。 参考にさせていただきます。
5	プロスポーツを誘致した場合、公共交通機関を利用しやすい場所でないと来場が難しくなると思う。市役所本庁舎跡地にアリーナを整備する計画があることで、スポーツの聖地となる場所としては最適な場所と思う。	本庁舎跡地の有効活用を担当部署と共有させていただきます。
6	<p>聖地づくりを進めたい、プロスポーツを誘致したい、既存の施設を直したいという構想に見えるが、厚木市の人口が20万人ちょっとで税収も限られている中で、既存の施設が老朽化しているということは、今までスポーツ施設に税金を投入していなかったということだと思う。</p> <p>この構想を見ると、色々なことをしていくというものであるが、税収が増えていくことが見込まれていない状況であれば、企業と組んで施設を作るなど、市単独でやるというの是非常に難しいと思う。</p>	貴重なご意見ありがとうございます。 参考にさせていただきます。
7	<p>プロスポーツの誘致については、スポーツの価値が高まってこそ、誘致の意味があるのではないかと思う。</p> <p>スポーツの聖地化を進めるには、まずスポーツの価値を高め、活動しやすい場所や、スポーツに触れる機会を提供することが重要だと感じる。</p> <p>そうすることで、スポーツを「する人」「見る人」を増やしていく方策が求められるのだと思う。</p>	貴重なご意見ありがとうございます。 参考にさせていただきます。
その他、紙で提出された意見		
1	<p>スポーツの聖地と呼んでもらうには、何の競技を取り組んでいくのかを決めないと、話が全く先に進まないと思われます。</p> <p>公式記録が残る施設が無いのが一番大変だと思う。</p> <p>また、誰から「聖地」と呼んでもらうのかがよく分からなかった。</p>	

2	高齢者のみならず、小学生や家族が気軽に使用できるスポーツ施設を配置して欲しい。
3	基本構想→市民全体へのバランスを考えるのが難しいが、納得できるロジックをどう立てるのかが難しいと感じた。
	荻野運動公園への無料バスが市内中心地から出ているが、広場利用の場合、対象でなく、高校生以上等と利用を促しているようには見えないので、改善して欲しい。
4	プールの集約化に関しては、今年は熱中症アラートが出ると、小学校でプールの授業が中止になったりしている。数年前、荻野のプールを利用していたが、どうなったのか。集約するということは距離的に利用できない人が出る気がする。 また、小学校の体育館の冷暖房を設置して欲しい。
5	本厚木駅周辺にスポーツ施設を整備すると商業の発展にも繋がるのでは？ 市役所跡地にスポーツ施設を設置して欲しい。
6	河川敷の施設は台風や大雨などの災害があると水没してしまう。 復旧するのに相当な費用が掛かると思うので、集約化していくのであれば、そういうところから減らしていくのも良いのではないか。

スポーツの聖地づくり基本構想（案）の策定に対するパブリックコメントの実施について

更新日：2025年01月15日 / 公開日：2025年01月15日

1目的

本市のスポーツ施設は、30年以上経過し老朽化したものが多く、トップアスリートやトップリーグが大会を開くには設備や広さが不十分です。施設の集約化と適切な整備により、スポーツツーリズムを推進し、市民がスポーツに親しむ環境を創出することが必要です。

そのため、スポーツの「する」、「みる」、「支える」などの多様化するスポーツ環境に対応するため、スポーツの聖地づくり基本構想（案）を作成しました。

つきましては、スポーツの聖地づくり基本構想の策定について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2パブリックコメント手続の対象

スポーツの聖地づくり基本構想（案）

3パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（1月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（令和7年1月15日から）
- (3) 公共施設予約システムトップページへの掲載（令和7年1月15日から）

4 プランの配布及び閲覧

- (1) 市役所第二庁舎8階 スポーツ魅力創造課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 厚木野球場・テニスコート管理事務所
- (9) 玉川野球場
- (10) 南毛利スポーツセンター
- (11) 東町スポーツセンター
- (12) 猿ヶ島スポーツセンター
- (13) ツユキ及川球技場
- (14) 荻野運動公園
- (15) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和7年1月15日（水曜日）から令和7年2月28日（金曜日）まで

※郵送の場合は、令和7年2月28日の必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により必要事項を入力し、提出

『e-kanagawa 申し込みフォーム』

- (2) 持参する場合

ア 市役所第二庁舎8階 スポーツ魅力創造課の窓口へ直接提出

イ 次に掲げる場所に設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

(ア) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー

(イ) 厚木野球場・テニスコート管理事務所

(ウ) 玉川野球場

(エ) 南毛利スポーツセンター

(オ) 東町スポーツセンター

(カ) 猿ヶ島スポーツセンター

(キ) ツユキ及川球技場

(ク) 萩野運動公園

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎1階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上萩野分館

(ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

- (3) 郵送する場合

郵送番号243-8511

厚木市 産業文化スポーツ部 スポーツ魅力創造課 スポーツ施設係宛て

- (4) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-223-0044

- (5) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 8850@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「スポーツの聖地づくり基本構想（案）に対するパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、スポーツの聖地づくり基本構想の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 基本構想（案）の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

関連ファイル

[パブリックコメント実施要領 \(PDFファイル: 204.6KB\)](#)

[スポーツの聖地づくり基本構想 \(案\) \(PDFファイル: 2.2MB\)](#)

[パブリックコメント意見書提出用紙 \(Wordファイル: 17.7KB\)](#)

この記事に関するお問い合わせ先 *inquiry*

産業文化スポーツ部 スポーツ魅力創造課 スポーツ施設係

〒243-8511

厚木市中町3-17-17

電話番号: 046-225-2530

ファックス番号: 046-223-0044

[メールフォームによるお問い合わせ](#)



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

スポーツの聖地づくり基本構想（案）の策定に対する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和7年1月15日（水曜日）から令和7年2月28日（金曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 13人
- (2) 意見の件数 14件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1 新規スポーツ施設の必要性について			
1	現状「みる」スポーツの施設は駅からも離れており、アクセス性のよい駅前にあると便利だと思います。	スポーツの聖地づくり基本構想においては、「スポーツをする人、見る人、支える人、みんなが楽しめる環境づくり」を基本理念として、スポーツに携わる全ての人が楽しめる環境づくりを位置付けています。	
2	地域においてトップアスリートの活躍を見る機会が増えれば、トップアスリートを輩出する機会や機運も高まると思います。「スポーツの聖地」を実現するためにも中心市街地へのアリーナ導入を実現してください。	また、大規模な大会が開催できる施設や新しい種目が開催できる施設など、アリーナを含めた新規施設を整備することについては、第3章にある今後の整備方針の中で、新規施設の整備について位置付けております。	
3	アリーナのような全天候型の競技施設ができると、スポーツだけでなくコンサートや展示会など多目的な利用ができるため、施設の稼働も最大化できると思います。ぜひ駅前にアリーナを整備してください。	いただいた御意見については、新規施設の整備を検討する際の参考にさせていただきます。	
4	やりたいスポーツがあっても、やる場所がない・アクセス性が悪いといった機会損失の現状があります。アクセス性のよい立地にスポーツ施設があることは、大きく見れば競技人口の増加に寄与します。ぜひ便利な場所でのスポーツ施設整備を検討してください。		

5	<p>公式競技ができる施設をもっと充実してほしいです。全国大会のような大規模な各種大会が厚木市で行われるようになれば、宿泊業はじめ地域経済の活性化にも寄与できるかと思います。</p>		
6	<p>近隣自治体がないアーバンスポーツのような新しい種目のスポーツができる場所が市内でできると、市外からの利用者も増え地域経済の活性化も図れると期待します。</p>		
7	<p>スポーツで全国に名を馳せているのは厚木商業（現王子）高校です。春、夏、秋の国体の三冠を達成は真に汗と泥と涙の決勝です。その道程は家族の貢献は大です。厚木と言えばソフトボールです。ところが公認グランド、特に客席がありますか。高校野球の県予選、ソフトボールと併用で良いのです。中・高の県大会準決・決勝を公認の厚木市民球場で見たいです。きっと客席の応援は選手を奮い立たせます。猿ヶ島球場を見てガッカリ、海老名か大和に人工芝の球場が有り、プレーをしました、市制70周年記念招待試合が見たいです。</p>		

2 スポーツを身近に感じられる環境づくりについて

8	<p>スポーツの「支える」という文脈より、Bリーグのような地域に根ざしたプロスポーツチームの存在は地域を活性化させる起爆剤ともなります。厚木にプロスポーツチームを誘致するのであれば、ぜひ民間サイドからもバックアップしていきたいと考えています。</p>	<p>スポーツの聖地づくり基本構想においては、「スポーツをする人、みる人、支える人、みんなが楽しめる環境づくり」を基本理念として、スポーツに携わる全ての人が楽しめる環境づくりを位置付けています。</p>	
9	<p>トップアスリートの活躍が見られる機会や場が市内にあるといいです。地域で応援できるチームがあれば官民一体感をもって盛り上がれると思います。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>	

3 スポーツの普及促進について

10	<p>小学校の体育の授業において、「厚木発祥のセストシユーター」や、市が推進するモルックなどのニュースポーツ、厚木市内で盛んなソフトボールを積極的に取り入れることを提案します。これにより、子どもたちが新しいスポーツに親しむだけでなく、保護者や地域の方々にも関心を持ってもらう機会を増やすことができる考えます。</p> <p>また、厚木市に関わるスポーツチームの選手が学校を訪問し、スポーツ教室の開催やチームの活動についての話をする機会を継続的に設けることを希望します。実際にこのような取り組みが行われた際には、子どもたちからも好評で、保護者からも「スポーツ選手と関わる機会を学校で作ってくれたことが最も良かった」という意見が寄せられました。この取り組みを市内の他の学校にも広げることで、スポーツを通じた地域の活性化にもつながると考えます。</p>	<p>日頃より、スポーツの普及促進について、御協力をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>スポーツの聖地づくり基本構想においては、「スポーツをする人、みる人、支える人、みんなが楽しめる環境づくり」を基本理念として、スポーツに携わる全ての人が楽しめる環境づくりを位置付けています。</p> <p>厚木発祥のセストシユーターを始めとした様々なスポーツの普及促進、スポーツ選手と関わる機会の創出など、いただいた御意見は、令和9年度策定予定の第3次厚木市スポーツ推進計画を策定する中で、検討させていただきます。</p>	
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

11	「スポーツの聖地」づくりを具現化するために厚木ならではの盛んなスポーツを市民協働で新たに作り上げていく必要があると思います。例えばトレイルランニングのような山や川といった厚木元来の立地や環境を活かした種目に着手するのもひとつかと考えます。「この競技なら厚木」という種目が生み出せるといいですね。	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	--

4 施設運営について

12	公的スポーツ施設の維持管理・運営は財政への負担が少なくはありません。ノウハウを持った民間事業者へ委託することにより、より魅力ある施設運営を期待します。	いただいた御意見については、今後の施設維持管理・運営を検討する際の参考にさせていただきます。	
----	-----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------	--

5 要望等

13	東町スポーツセンターの駐車場ですが、大きな車が停められず駐車台数も少ない。例えば、近隣の有料駐車場と提携し、スポーツセンター利用者に駐車サービス券を配布するなど、検討してほしい。	東町スポーツセンターは駅やバスセンターに近いため、御利用の際はなるべく公共交通機関を御利用いただきますよう、御理解をお願いいたします。	
14	荻野運動公園 体育館に柔道用畠を50~100枚追加してほしい。	荻野運動公園体育館については、保管スペースが用意できないため、柔道用畠の追加を予定しておりません。 なお、畠を持ち込まれる場合は、指定管理者が調整し対応しますので、事前に御連絡下さいますようお願いいたします。	

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 スポーツ魅力創造課
- (2) 連絡先 046-225-2530

5 結果公開日

令和7年3月27日 公開

スポーツの聖地づくり基本構想（案）

（スポーツ施設整備基本構想）

概要版

厚木市

第1章 はじめに

1-1 構想策定の背景・目的

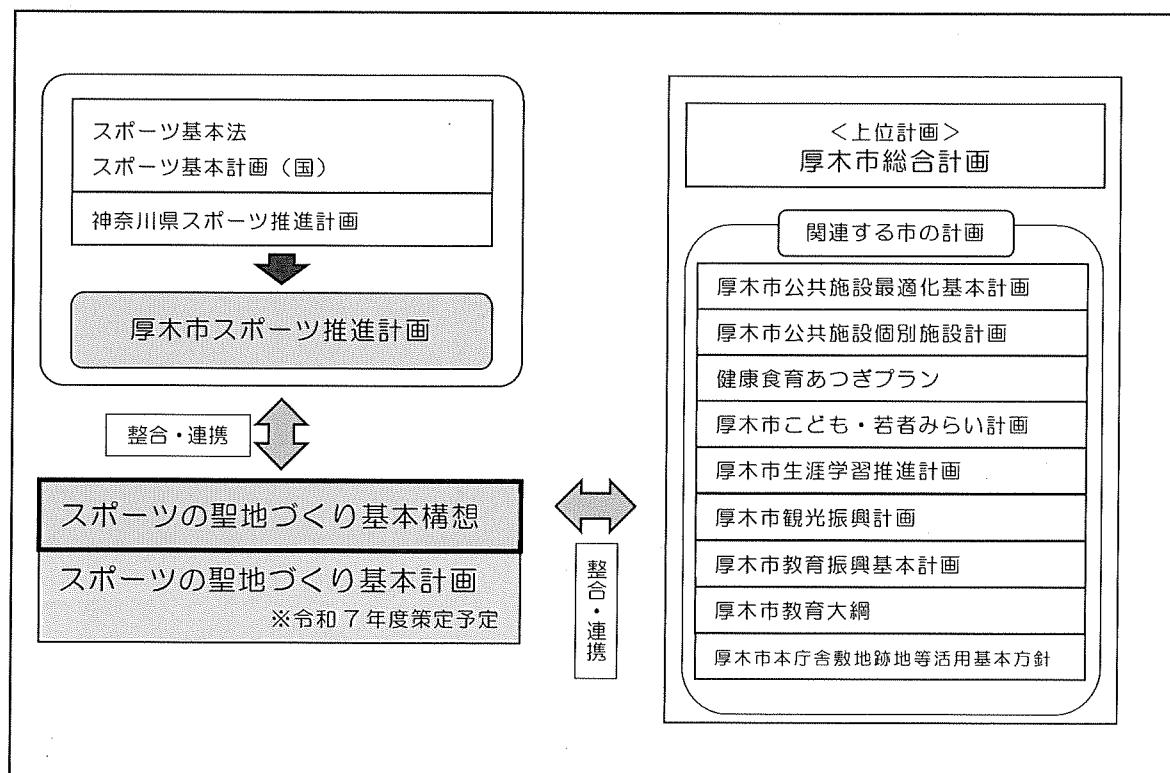
本市では、スポーツを通じて市民のふれあいを推進するため「スポーツで心がふれあう都市あつぎ」を基本理念に様々な施策を展開してきました。

新たに策定する「スポーツの聖地づくり基本構想」は市全体の施設整備に関する基本的な構想とし、既存施設の再整備（集約）のほか、「スポーツの聖地あつぎ」と呼んでいただけるようなスポーツ環境の整備を推進することを目的として策定するものです。

1-3 構想の位置付け

本構想は、厚木市総合計画に掲げる目標を実現するための具体的な取組等を定めた個別計画と整合を図った構想とします。

〔図1〕構想の位置付けイメージ



1-4 基本理念

スポーツをする人、みる人、支える人、みんなが楽しめる環境づくり
～ スポーツの聖地を目指して ～

本構想では、「スポーツをする人、みる人、支える人、みんなが楽しめる環境づくり ～スポーツの聖地を目指して～」を基本理念とします。

国際的なスポーツ交流や競技力の向上に対する関心が高まりつつある中、スポーツを身近に感じられる環境づくりとして、いつでも気軽にスポーツができる環境づくり、トップアスリートのプレーが観戦できる施設の整備、市民の誇りとなるトップアスリートを市内から輩出する育成環境の充実や、スポーツ大会を支援するスポーツボランティアの拡充など、多様化するスポーツ環境を踏まえ、本市が「スポーツの聖地」として、全国から憧れを抱かれる将来像を掲げ、スポーツに携わる全ての人が楽しめる環境づくりを推進します。

1-5 構想期間

本市の最上位計画に位置付けられる総合計画については、大きく変化する社会・経済環境等に対応するため、令和8年度を始期とする新たな総合計画の策定を進めています。スポーツの聖地づくりに当たっては、新たな総合計画の計画期間に合わせた期間とします。

構想期間：令和7年度から令和17年度まで

第2章 スポーツ施設を取り巻く現状と課題

2-1 人口と財政状況

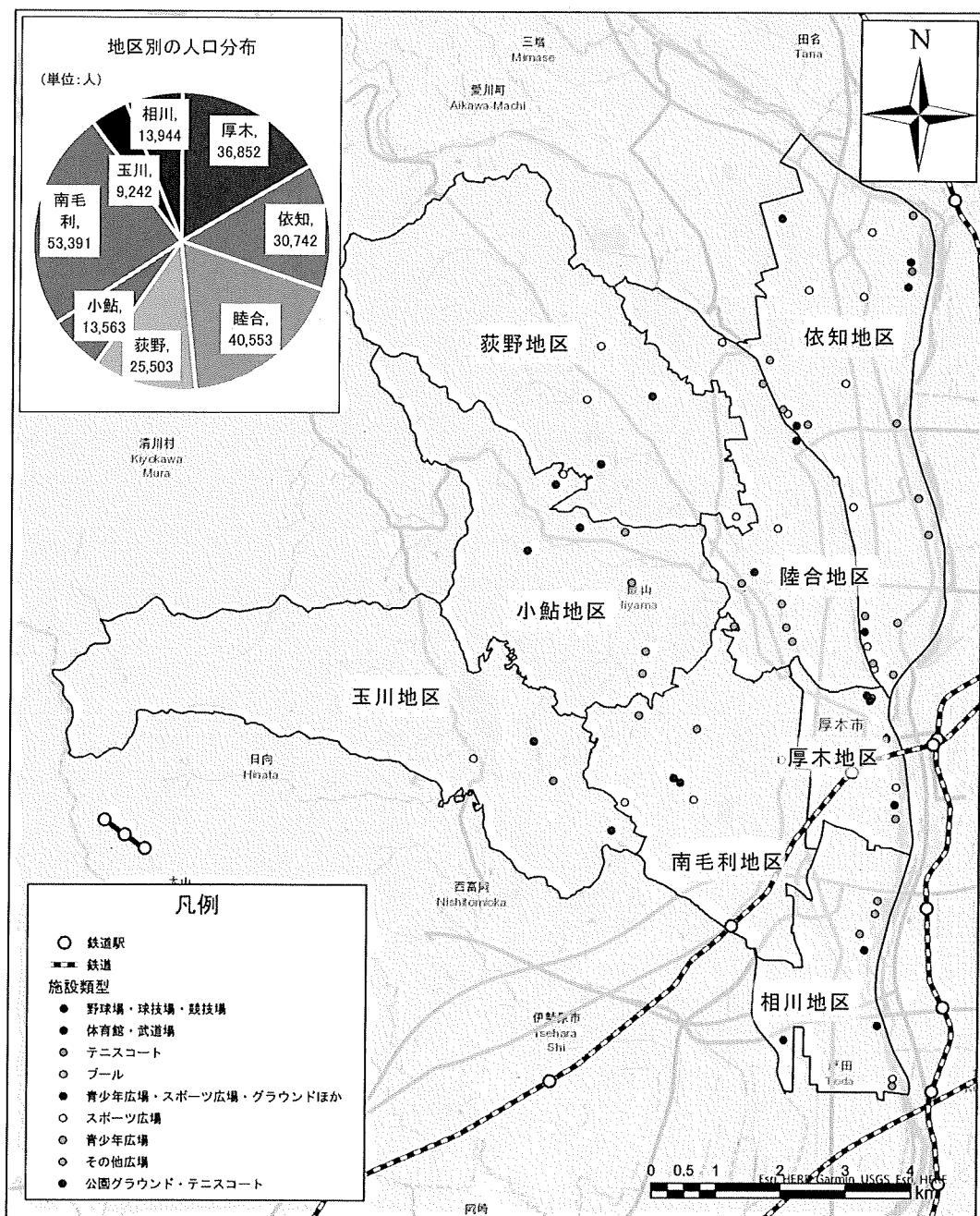
本市の財政状況につきましては、市内企業の業績が堅調に推移していることから、歳入の根幹である市税について一定程度の增收は、今後も見込まれます。

しかしながら、物価高騰や賃金上昇などによる経常経費の増加、複合施設の建設及び小学校整備などの大型事業も本格化してくることから、今後においても厳しい財政状況は続くものと見込まれます。

2-2 市内のスポーツ施設

本市には、市営スポーツ施設が81施設設置されています。

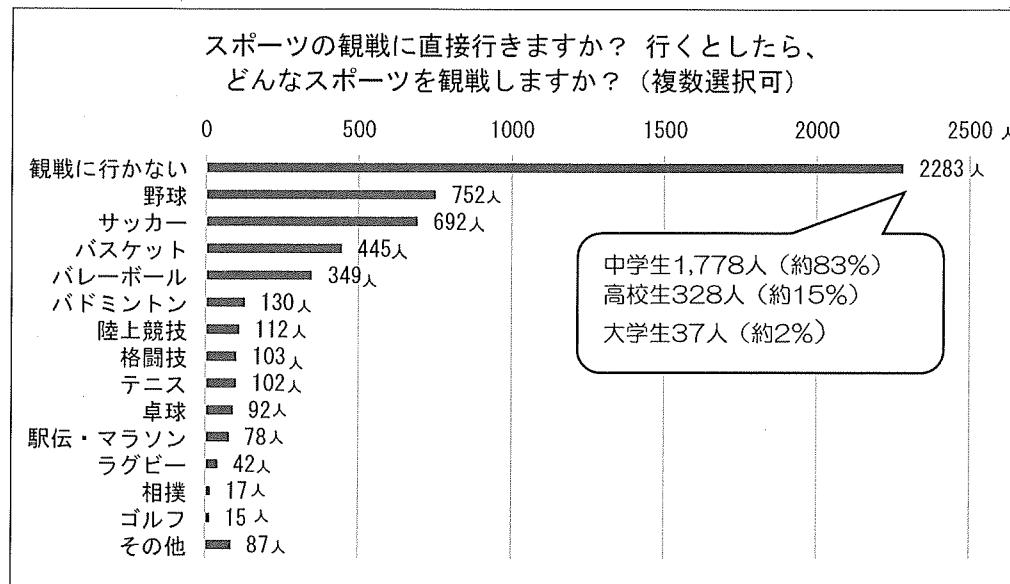
〔図4〕スポーツ施設配置図



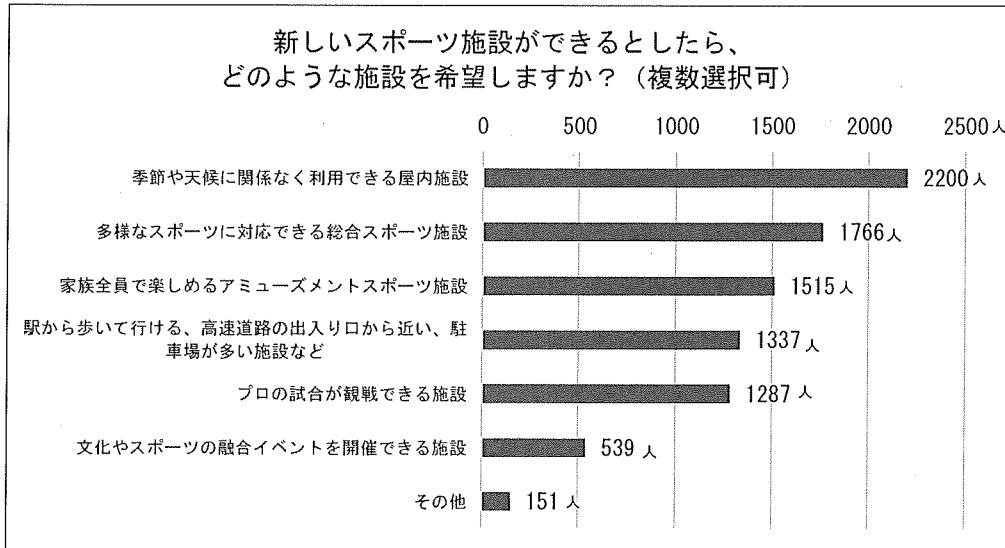
厚木市内の中学生、高校生、大学生（全 4093 人）を対象に令和 6 年度に実施した「スポーツ施設・運動に関するアンケート」では、スポーツの現地観戦は、野球、サッカー、バスケットの順に多くなっています。

また、新規施設には、季節や天候を問わない全天候型で、多様なスポーツに対応できる総合スポーツ施設が求められていることがわかります。

〔図 12〕スポーツ観戦の実態

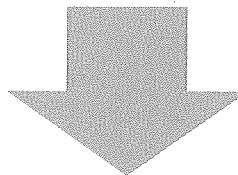


〔図 14〕新規施設に対する要望



スポーツ施設の現況

- 施設利用者数は大規模施設が立地する地区に偏りがみられる。
- スポーツ施設の約40%が河川区域内に位置し、氾濫で使えなくなるリスクがある。
- スポーツ施設の約75%が供用開始後30年以上経過している。
- 周辺都市と比較して利用料は安く設定されている。
- 市内で国体等の実施実績はあるが、トップリーグの開催実績は少ない。
- スポーツ行事等への参加者数は、コロナ禍以前の水準に戻っている。
- スポーツ施設の約60%がバス停から300m以内に位置している。
- 市内の中心（本厚木駅）から、多くの施設への移動に時間を要する。



スポーツ施設の課題

（1）施設老朽化の進行への対応

市内の多くのスポーツ施設が供用開始から30年を経過しており、安全な施設利用を確保するために、適切な維持管理を行っていく必要があります。今後、市民がスポーツに親しめる環境としてのサービス水準や利用満足度の向上を図る必要があることから、会議室、更衣室、シャワー室などの設備の充実を図る必要があります。

（2）スポーツ需要の変化への対応

多様なスポーツ活動の充実を図るためのスポーツ施設の整備推進と、スポーツ施設の特性に応じた効果的で効率的な施設運営が求められています。また、人口減少やスポーツ環境の需要変化に応じた施設の整備が求められています。

（3）「みる」スポーツの機会創出

本市には、トップリーグの開催実績が少なく、トップアスリートを始め、質の高いプレーなどを観戦し、感動・興奮・高揚を味わうことができる場を提供することで、スポーツへの関心を高める「みる」スポーツの機会創出が求められています。

（4）施設へのアクセス性の向上

市内のスポーツ施設の半数以上は市内の中心地からの移動に多くの時間を要し、駐車場不足も課題となっています。また、居住地の近くにスポーツ施設がない地区もあり、適切な配置を検討する必要があります。

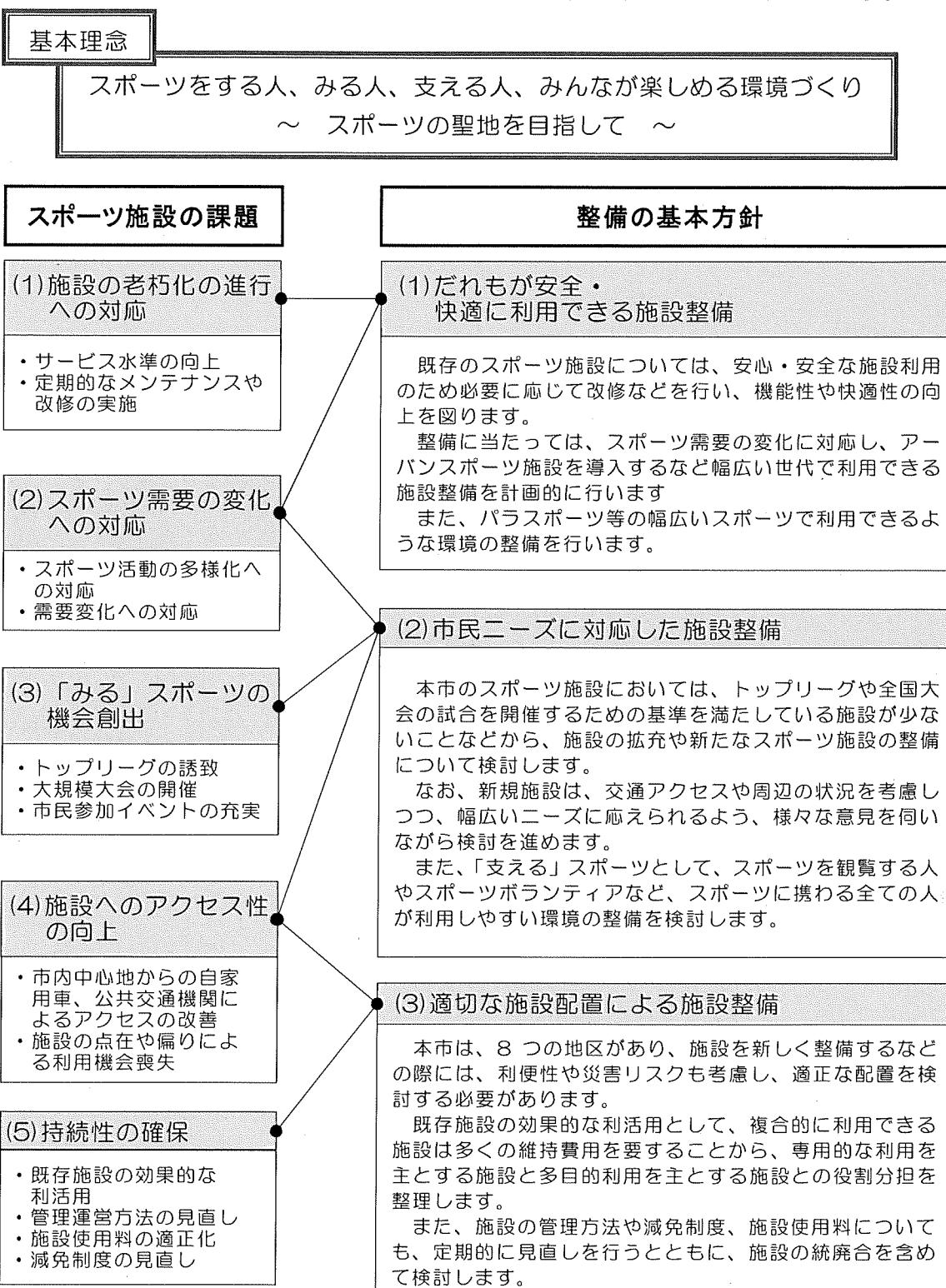
（5）持続性の確保

維持管理費の最適化や既存施設を活用したスポーツ環境の提供によって、財政面からも持続可能なスポーツ環境の維持・充実を図る必要があります。また、社会情勢に合わせた適正な施設使用料となるよう、定期的に見直しを行う必要があります。

第3章 スポーツ施設整備の基本方針

3-1 整備の基本方針

「する」「みる」「支える」などの多様化するスポーツ環境に対応するため、スポーツ施設の課題に対し施設整備の方向性を定める必要があることから、本市の今後のスポーツ施設整備に当たっての基本方針を次のとおりとします。



3-2 今後の整備方針

1. 野球場・球技場・競技場

既存の野球場等は老朽化が進行していることから、「する」スポーツとしての市民利用を考慮した施設の改修に取り組みます。

一方で、全国大会などの試合が開催できる「みる」スポーツ施設の充実を図るため、十分な観覧施設を有する施設の整備を検討します。

2. 体育館・武道場

トップリーグや全国大会などの「みる」スポーツ施設として体育館等が期待されており、十分な観覧施設を有する施設の整備を検討します。具体的な取組として、新庁舎へ移転後、現在の市役所本庁舎敷地の跡地には、スポーツ・文化・音楽等の多彩な興行の実現に向けて、新たな公共機能を導入します。導入に当たっては、本厚木駅周辺の災害対応力の強化を図るため、大規模災害における防災機能を確保します。

また、既存施設の計画的な改修を検討し、「する」スポーツとしての市民利用やスポーツ行事の会場として利用するために、適正な維持管理を行いつつ、快適な施設環境とするべくトレーニングなどの施設を含め機能の充実を図ります。

3. テニスコート

市内のスポーツ施設の中でも特に利用率が高いことから、既存施設の機能拡充や新規整備を視野に入れたうえで、今後も継続して利用できるよう、適切な維持管理を行いつつ、老朽化した設備の改修等を行います。

4. 広場・グラウンド

使用可能種目の重複、施設の点在、老朽化の進行等の状況を踏まえ、既存施設の改修、管理方法を含めた施設配置の見直しを検討します。

また、休憩所の整備やトイレの改修等の機能改善に努めるとともに、無料施設の有料化に向け、検討します。

5. ゲートボール場・グラウンドゴルフ場・ターゲットバードゴルフ場

施設の利用率が低いことから、「する」スポーツとしての市民利用やスポーツ行事の会場として利用するために適正な維持管理を行いつつ、利用拡大に向け、周知を図ります。

6. スポーツ広場・青少年広場

住民管理の施設として、地域住民の利用が多く、今後高齢化が進む本市において高齢者のスポーツ活動の場として大きな役割を担うことが想定されることから、コスト面に配慮した適切な維持管理を行うとともに、老朽化の進む施設の機能改善を図ります。

7. 新規施設の整備

トップリーグや全国大会の試合を観覧できる「みる」スポーツ施設や、新たなスポーツニーズに対応した施設が必要です。

新規施設の整備に向け、交通アクセスなどを考慮し、幅広いニーズに応えられるよう検討を進めます。

第4章 スポーツ施設管理・運営の基本方針

4-1 管理・運営の基本方針

(1) 事業費及び管理費の削減

統廃合も含めた施設配置の見直しを図るとともに、効果的かつ効率的なスポーツ事業を展開するため、官民連携によるスポーツ施設の管理・運営に取り組みます。

本市でも指定管理者制度を活用したスポーツ施設の維持管理運営を展開していますが、施設整備や維持管理を含むより包括的な事業を合理的・効率的に行うことや、政策連動等を通じて事業効果をより高めることなどの観点から、民間の活用をさらに積極的に進めます。

(2) 建設財源の確保

今後のスポーツ施設整備及び管理・運営をするうえで、多くの事業費が必要になることが予想されます。このため、国庫補助金・交付金やスポーツ振興くじ助成金等の活用や適正な利用料金の検討など、財源の確保に積極的に取り組みます。

令和6年度 市民参加手続実施結果

No.10 厚木市公文書等の管理に関する条例の制定

1 担当課 行政総務課

2 実施した市民参加手続

(1) 審議会

(2) 意見交換会

(3) パブリックコメント

住まい探し相談会

7月19日、9月20日、11月15日、1月17日、3月21日。13時30分～16時。高齢者、障がい者、低額所得者、外国籍の方など各日5組（1組30分）。無料。■希望日の2日前までに住宅課☎225-2330へ。

あつぎ郷土博物館の臨時休館

7月18・19日は展示準備のため休館します。駐車場も利用不可。■あつぎ郷土博物館☎225-2515。

定額減税調整給付金

定額減税を十分に受けられない見込みの方に、給付金を支給します。

《対象》定額減税の対象者で、定額減税可能額が「2024年分推計所得税額」または「24年度分個人住民税所得割額」を上回る方。対象者には8月に確認書を送付。《支給額》定額減税可能額が「24年分推計所得税額」または「24年度分個人住民税所得割額」を上回る額を1万円単位に切り上げて算定した額。■確認書と必要書類を、直接または郵送で10月31日（必着）までに〒243-8511定額減税調整給付金センター☎200-7420へ。詳細は市HPに掲載。

川をきれいにしましょう

7月は河川愛護月間です。身近な河川をきれいに保ちましょう。■河川下水道総務課☎225-2361。

高度化PICSの運用開始・整備箇所

目の不自由な方の安全確保のため、スマートフォン用アプリケーション「信Go!」を使って歩行者信号機の状態を音声で知らせるシステムが、市内5カ所で始まりました。《導入交差点》厚木駅北口、本厚木駅東口、バスセンター西側、中町1丁目、市健康センター入口。■県警察本部交通規制課☎045-211-1212。

8月1～7日は食中毒予防週間

食中毒は、菌やウイルスが付い

**海外交流事業****FLY TO NZ PROJECT 2025**

ニュージーランドへの体験留学プログラムに参加しませんか。

期間 2025年3月13～27日（13泊15日）

留学先 オークランド市

内容 ホームステイし、現地の学校に通いながらスポーツやマオリ文化を体験

対象 市内在住の高校生6人

費用 40万円（旅費、学費）

■8月13日～9月13日に市HPから申し込み。選考あり。

■事前説明会

日時 8月13日 18時～

場所 市役所本庁舎 ■不要。

■企画政策課☎225-2050

た物を飲食すると発症します。予防の三原則を守り、下痢や嘔吐などの症状が出たら医療機関を受診しましょう。《予防の三原則》①菌・ウイルスを「つけない」。食品、手、調理器具はしっかりと洗う②菌を「増やさない」。生鮮食品はすぐに、冷蔵庫や冷凍庫に入れる③菌・ウイルスを「やっつける」。加熱調理では、食品の中心まで十分に火を通す。

■食中毒予防キャンペーン

8月7日、14時～。市役所本庁舎。啓発物品の配布など。

いずれも■健康医療課☎225-2174。

国民年金保険料の納付が困難な方へ

経済的な理由で納付が困難なときは、申請により保険料の納付が免除または猶予されます。学生の方は「学生納付特例制度」を利用してください。

《免除制度（全部・一部）》本人、配偶者、世帯主の所得が一定額以下の場合《猶予制度》50歳未満で、本人、配偶者の所得が一定額以下の場合《対象期間》7月～2025年6月（過去期間分は、申請時点から2年1カ月前まで）。■基礎年金番号の分かる書類を持ち、直接、国保年金課☎225-2121へ。失業が理由の場合は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票（コピー可）などが必要。

自衛官採用試験（一般曹候補生）の日程

《一次試験》①9月20～22日②12月7・8日（いずれか1日）《対象》18～32歳。■①7月1日～9月3日②10月1日～11月28日に厚木募集案内☎400-2486へ。

新たに対象となる方への各緊急支援給付金

物価高騰による家計への影響が大きい世帯を対象に、給付金を支給します。

■新たに住民税非課税となる世帯

《対象》2024年6月3日時点で、新たに世帯全員が住民税非課税者

駅前で催しや自社のPRをしませんか

あつナビ広告募集

駅前のデジタルサイネージ「あつナビ」で放映する広告を募集します。

《場所》

①本厚木駅前北口広場 8台（縦型55インチ）

②本厚木駅南口 6台（縦型49インチ）

③愛甲石田駅前 2台（縦型49インチ）

※販売は場所ごとに可能

《時間》6～24時

《期間》1カ月～1年

《内容》5分間隔で1枠15秒を放映。最大6枠90秒。

■横浜メディアアド☎045-450-1808で随時受け付け。費用も問い合わせください。



■広報シティプロモーション課☎225-2040

のみとなった世帯（23年度分緊急支援給付金の給付対象者や住民税均等割課税者の扶養親族を除く）

《支給額》1世帯10万円。

■新たに住民税均等割のみ課税となる世帯

《対象》24年6月3日時点で、新たに世帯全員が「住民税均等割のみ課税者」または「均等割のみ課税者及び非課税者」のみとなった世帯（23年度分緊急支援給付金の給付対象者や住民税均等割課税者の扶養親族を除く）《支給額》1世帯10万円。

◆新たに対象となる子育て世帯

《対象》■の対象者のうち、18歳以下の子どもがいる世帯《支給額》子ども1人5万円。

いずれも対象者には7月下旬から申請書などを送付。■申請書と必要書類を、直接または郵送で10月31日（必着）までに〒243-8511

緊急支援給付金コールセンター☎225-2384へ。詳細は市HPに掲載。

7月22～28日は「ともに生きる社会かながわ推進週間」

県と県議会は2016年7月26日に起きた津久井やまゆり園事件を受け「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、誰もがその人らしく暮らせる社会を目指しています。■県共生推進本部室☎045-210-4961。

**《意見交換会》**

市公文書等の管理に関する条例の制定等

8月6日、19～20時。市役所本庁舎。■不要。■行政総務課☎225-2280。

厚木市 市民参加

検索

サマージャンボ7億円

（1等5億円・前後賞各1億円合わせて）

サマージャンボミニ5,000万円

（1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて）

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月8日月2種類同時発売！発売期間7/8日～8/8日

抽せん日8/23日 公益財団法人神奈川県市町村振興協会 各1枚 300円

中国揚州市との友好都市締結40年**記念訪問団参加者募集**

友好都市締結40周年を記念して揚州市を訪問する市民を募集します。

期間 10月22～25日

内容 揚州市内見学、記念式典出席など

対象 市内在住の18歳以上10人

費用 ￥10万円（宿泊費他）

■公文書、フラグ、Eメールにて住所、氏名（ひりがな）、生年月日、性別、電話番号を書き8月9日（消印有効）までに〒243-8511企画政策課☎225-2050までFAX225-3732・✉1100@city.atsugi.kanagawa.jpへ。抽選。

あつぎ気候市民会議報告会**アクションプランを実践しよう**

脱炭素社会に向けて、

市民が主体となって実

施した会議の報告会を

公民館で開催します。

日時・場所

公民館	日時
厚木南	8月10日 10時30分～15時
小鮎	11日 10時～11時30分
南毛利	12日 10時～11時30分
睦合西	12日 13時30分～15時

定員 各回30人

費用 無料

■前日17時までにHPから

申し込み。先着順。

■環境政策課☎225-2746



(仮称) 厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に係る

意見交換会について

意見交換会の名称	(仮称)厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に係る意見交換会	
開催日時	令和6年8月6日(火)午後7時から午後8時まで	
開催場所	厚木市役所本庁舎4階大会議室	
参加者数	3人	
担当課	総務部行政総務課	
結果公開日	令和6年8月19日(月)	
会議の経過	<ol style="list-style-type: none">開会(仮称)厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に向けた考え方について説明意見交換閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	歴史的に重要なかどうかの判断は妥当に行うことができるのか。	附属機関を設置し、附属機関の意見を取り入れた選別基準を作り、基準に沿って判断を行う予定です。
2	公文書管理法で保存期間満了後に廃棄をする場合は、内閣総理大臣の同意が必要となっているが、厚木市の条例ではどのような運用か。	附属機関を設置し、附属機関で審査した後に廃棄をする予定です。
3	特定歴史公文書等をどのように管理し、利用できるようにするのか。	管理については、目録を作成し、公表をする予定です。利用については、原則、利用請求をしていただき、公開、一部公開等の決定を行い、利用をしていただきます。

4	特定歴史公文書等を保存する箱はどのような段ボールなのか。	現在保存している箱については、サイズや厚さを特注している段ボールになります。今後、特定歴史公文書等を保存する箱については、他市等の例を踏まえて研究してまいります。
5	担当職員ではない第三者の視点で歴史的に重要か否かという判断はするのか。	附属機関を設置し、専門家の視点を踏まえて判断をする仕組みを検討しております。
6	附属機関の委員が廃棄を判断する資料は、職員のフィルターがかかっているものなのではないか。	附属機関の審査は、職員が【廃棄】と判断をした文書を対象とする予定です。職員が【廃棄】とした文書でも、附属機関が特定歴史公文書等とするべきと判断した場合は、廃棄されずに保存されるものと考えております。
7	公文書管理法が平成 23 年施行されて、本条例の制定はなぜこのタイミングなのか。	本市で取り組んでまいりました公文書の適正管理を、どのように高めることができるのかといった視点で、近年、公文書管理に関して条例化を進めている自治体の条例について研究を進めてまいりました。市政施行 70 年の歴史を積み重ねてきた本市の歴史的価値のある行政文書を条例でしっかりと保存・管理し、時には、新しい施策や事業のための参考資料として有効活用を図ること、こうしたことが目指すべき姿であるとの結論に至り、条例制定することとなりました。
8	本条例は公文書管理法を受けて制定される。制定後、現在の厚木市行政文書取扱規程はどのように位置付けられるのか。また、本条例の制定に伴って規程は改定等されるのか。	厚木市行政文書取扱規程等については、今後も運用の詳細を定めてまいりますので、本条例制定に伴って必要な箇所について改正を行う予定です。
9	新設される附属機関が歴史的文書かどうか適切に選別できるのか。	附属機関に公文書管理に詳しい専門家が入ることで、適切な選別を担保できるものと考えております。
10	現在の規程でさえ大変な業務量だが、さらに条例に関わる業務が追加される。職員への負担が大きくなるのではないか。また、適切な管理がなされるのか。	職員に過度の負担とならないよう分かりやすく、効率的な管理方法を研究するとともに、全員が適切な管理を行うことができるよう、職員研修等に努めてまいります。

厚木市公文書等の管理に関する条例（案）の骨子に対する パブリックコメント手続実施要領

1 目的

厚木市では、国の「公文書等の管理に関する法律」の趣旨を踏まえ、行政文書等の適正な管理と特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図ることにより、市政が適正かつ効率に運営されるようにすること及び現在及び将来の市民に対し、本市の諸活動についての経過、結果等についての説明責任が全うされるよう「厚木市公文書等の管理に関する条例」を制定し、及び関係例規の整備をします。

つきましては、「厚木市公文書等の管理に関する条例」の骨子について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市公文書等の管理に関する条例（案）の骨子

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（11月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（11月7日から）

4 骨子の配布及び閲覧場所

次に掲げる場所等で11月18日から12月18日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所本庁舎3階 行政総務課
- (2) 市役所第二庁舎8階 文化魅力創造課
- (3) あつぎ郷土博物館
- (4) 市役所本庁舎3階 市政情報コーナー
- (5) 各地区市民センター・公民館及び上荻野分館
- (6) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (7) 保健福祉センター
- (8) 中央図書館
- (9) あつぎ市民交流プラザ
- (10) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和6年11月18日（月）から12月18日（水）まで

※ 郵送の場合は、12月18日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

- (1) eかながわ（申し込みフォーム）にて必要事項を入力し、提出



«eかながわ（申し込みフォーム）»

- (2) 意見提出用紙に必要事項を記入の上、次の方法により提出

ア 持参する場合

- (ア) 市役所本庁舎3階行政総務課、第二庁舎8階文化魅力創造課及びあつぎ郷土博物館の窓口へ直接提出
- (イ) 市役所本庁舎3階 市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函
- (ウ) 「4 骨子の配布及び閲覧場所」の(4)から(9)までに設置されているわたしの提案の提案箱に投函

イ 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市総務部行政総務課行政総務係宛て

ウ ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-223-4058

エ 電子メールで送信する場合

メールアドレス 0650@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名

「厚木市公文書等の管理に関する条例の骨子パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、厚木市公文書等の管理に関する条例の骨子等に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方

方を、後日、「4 骨子の配布及び閲覧場所」に掲げた場所等で公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

(仮称) 厚木市公文書等の管理に関する条例 (案)

の骨子

厚木市総務部 行政総務課

I (仮称) 厚木市公文書等の管理に関する条例の制定に向けた考え方について

1 文書管理の現状と課題

(1) 国の公文書管理をめぐる動き

平成23年に公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）が施行され、公文書等は民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、かつ、国民が主体的に利用し得るものであるという理念の下、行政文書等の適正な管理並びに歴史公文書等の適切な保存及び利用を図り、行政の適正かつ効率的な運営及び国等の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を果たすことを目的として規定しています。

(2) 厚木市の文書管理の現状と課題

本市では、現在、厚木市行政文書取扱規程に基づき、文書の作成から起案、整理、保存、廃棄まで適正に行政文書の管理を行っています。

また、厚木市情報公開条例に基づき、行政文書の公開を請求する権利の保障と市政について説明する責務が全うされるよう運用をしています。

ただし、市民が歴史的に重要な資料を主体的に利用するためのルールについては、特に定めていません。歴史的に価値のある行政文書を新たに特定歴史公文書等と定義し、行政として利用を満了した文書のうち特定歴史公文書等については、市民共有の知的資源として利用に供するとともに、将来の世代に残していくことが求められています。

2 条例制定の考え方

本市と議会が保有する行政文書について、市民共有の知的資源としての利用及び保存を行うに当たっては、市全体のルール（条例）づくりを議会の議決を経て進めが必要であると考えます。

また、歴史的に保存を必要とする文書の選別を行う基準を設け、当該行政文書を選別し、引き続き保存をしていきます。それらは、「市民共有の知的資源」である特定歴史公文書等として位置付けることで、将来にわたって市の諸活動に関する説明責任を全うします。

また、情報公開制度と同様に、特定歴史公文書等の利用を請求する権利を市民の権利として保障するとともに、市民からの利用請求に対して利用決定等（行政処分）を行うことから、条例化をするものです。

3 条例の構成の考え方

本市では、公文書等の管理に関する法律に倣い、次のとおり4章の構成で規定します。

第1章	総則	目的、定義、他法令との関係
第2章	行政文書の管理	行政文書の作成、整理、保存、保存期間が満了した場合の取扱い、電子化の推進等
第3章	特定歴史公文書等の保存、利用等	特定歴史公文書等の保存・利用請求、利用の方法、費用負担、審査請求、利用の促進等
第4章	雑則	研修、委任等

※参考 他市等の条例制定状況

1 全国における条例の制定状況（令和6年3月29日時点）

都道府県 19団体（前年度比+1）

指定都市 8団体（前年度比±0）

市町村 37団体（前年度比+4団体）

2 県内における条例の制定状況

相模原市公文書管理条例 平成26年4月1日施行

藤沢市公文書等の管理に関する条例 平成29年4月1日施行

茅ヶ崎市公文書等の管理に関する条例 令和3年4月1日施行

II (仮称) 厚木市公文書等の管理に関する条例の骨子

1 条例の題名

厚木市公文書等の管理に関する条例

【市の考え方】

この条例は、国の法律である「公文書等の管理に関する法律」(以下「公文書管理法」という。)に倣い、行政文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図るとともに、地方公共団体の事務・事業の適正かつ効率的な運営と、現在及び将来の市民に対する説明責任を果たすことなどを目的とした条例とします。そのため名称についても法律名に倣い、「厚木市公文書等の管理に関する条例」とします。

2 目的

この条例は、本市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として規定します。

【市の考え方】

公文書管理法の趣旨を踏まえ、この条例を定める目的を規定します。行政文書の適正な管理と特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図ることにより、「市政が適正かつ効率的に運営されるようにすること」及び「現在及び将来の市民に対し、本市の諸活動についての経過、結果等についての説明責任が全うされるようにすること」の2点を目的とします。

3 用語の定義

この条例において、用語の定義を次のとおり規定します。

- (1) 実施機関 市長、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものただし、次に掲げるものを除きます。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行

- されるもの
- イ 特定歴史公文書等
 - ウ 市の博物館、図書館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (3) 歴史公文書等 行政文書その他の文書のうち、歴史公文書等選別基準（市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の諸活動及び歴史を跡付け、又は検証する上で重要な資料となる行政文書その他の文書を選別するための基準として、厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で市長が定めるものをいう。）に該当するもの
- (4) 特定歴史公文書等 歴史公文書等のうち、次に掲げるもの
- ア 市長が引き続き保存するもの及び市長に移管されたもの
 - イ 法人その他の団体又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があったものの（以下「寄贈等文書」という。）
- (5) 公文書等 行政文書及び特定歴史公文書等

【市の考え方】

(1) 実施機関について

この条例を広く適用させるため、本市における独立した権限を行使する全ての機関と議会を実施機関として規定し、機関の保有する文書をこの条例による管理の対象とします。

(2) 行政文書について

職員が職務上作成し、又は取得した文書で、組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものが「行政文書」となりますが、その判断は、形式的に行うのではなく、広く行政文書として取り扱うため内容により判断をします。

また、「行政文書」には、紙媒体のものに限らず、録音データ等電子媒体によるものも含むものとします。

なお、「行政文書」は、厚木市情報公開条例による公開請求の対象にもなりますので、情報公開条例における行政文書の定義も、同様のものに改めます。

(3)～(5) 「歴史公文書等」、「特定歴史公文書等」、「公文書等」について

公文書管理法に倣い、規定します。

4 他の法令等との関係

公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めに基づくよう規定します。

【市の考え方】

この条例は、厚木市の公文書等の管理の基本及び原則を定めることとし、他の法令や条例で特別の定めがある場合は、そちらを優先することとします。

5 行政文書の管理に関する原則

実施機関の職員は、この条例の目的を十分認識し、行政文書の作成、整理、保存等を適切に行わなければならないことを規定します

【市の考え方】

行政事務の遂行に当たっては、記録として文書を作成することが行政の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適正かつ効率的な運営につながります。そのため、実施期間の職員は、行政文書の作成、整理、保存等を適切に行うこととします。

6 行政文書の作成

実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、行政文書を作成しなければならないことを規定します。

【市の考え方】

経過も含めた意思決定に至る過程等を合理的に跡付け等することができるようにするため、実施機関の職員による文書の作成義務を規定します。

7 行政文書の整理

行政文書の整理方法について次のとおり規定します。

- (1) 実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該行政文書について、事務又は事業の性質、内容等に応じ分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することとします。
- (2) 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならないこととします。
- (3) (2)の場合において、当該実施機関は、当該行政文書ファイルについて、事務又は事業の性質、内容等に応じ分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこととします。
- (4) 実施機関は、職務の遂行上必要があるときは、(1)及び(3)の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することとします。

【市の考え方】

能率的な事務・事業の処理や適切な保存に資するため、実施機関が保存期間や保存方法など統一のルールを定め、整理することとします。

8 保存期間が満了したときの措置の定め

実施機関は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては引き続き保存の措置（市長以外の実施機関にあっては、市長への移管の措置）を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを規定します。

【市の考え方】

歴史的に重要な行政文書がより確実に保存される仕組みとするため、行政文書の作成時又は取得時に職員が「歴史公文書等選別基準」に基づき保存期間満了時にとるべき措置（保存等又は廃棄）を定めるよう規定します。

9 行政文書ファイル等の保存

実施機関は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存することを規定します。

【市の考え方】

行政文書ファイル等については、保存期間満了日までの間、適正かつ効率的な行政運営のため、適切な保管場所、記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、保存をすることとします。

10 行政文書ファイル管理簿

実施機関は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置等を帳簿（行政文書ファイル管理簿）に記載し、その帳簿を公表することを規定します。

【市の考え方】

行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、帳簿として行政文書ファイル管理簿を作成し、行政文書ファイル等の分類や名称等に加えて、保存期間満了時の措置を記載することとします。

また、市民がより利用しやすい環境をつくるため、行政文書ファイル管理簿を公表しなければならないことを規定します。

11 保存期間が満了した行政文書ファイル等の取扱い

保存期間が満了した行政文書ファイル等の取扱い等について、次のとおり規定します。

- (1) 市長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、保存期間満了時の措置についての定めに基づき、引き続き保存（市長以外の実施機関にあっては移管）し、又は廃棄することとします。
- (2) 実施機関は、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、保存期間が1年以下のものを除き、歴史公文書等に該当するか否かについて、審査会の意見を聴くこととします。

【市の考え方】

保存期間が満了する行政文書ファイル等を廃棄しようとする場合は、慎重な判断が求められることから、歴史公文書等に該当するか否かについて、専門的な知見を持つ審査会の意見を聴き、歴史公文書等に該当するとされたものについては、引き続き保存することとします。

12 管理状況の報告等

市長は、毎年度、実施機関における行政文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表することを規定します。

【市の考え方】

適正に公文書等の管理を行っていることを明らかにするため、実施機関は行政文書の管理状況を把握し、市長はその概要を取りまとめ、毎年度公表することとします。

13 行政文書の管理に関する定め

実施機関は、行政文書の管理が5から12までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを公表することを規定します。

【市の考え方】

実施期間がこの条例に基づく行政文書の管理を適正に行うことを明確にするため、各実施機関は行政文書の管理に関する定めを設け、公表することとします。

14 電子化の推進

実施機関における行政文書の電子化の推進について次のとおり規定します。

- (1) 実施機関は、行政文書の適正な管理、事務又は事業の効率化等に資するため、行政文書の電子化の推進に努めることとします。
- (2) 実施機関は、電子化された行政文書の保存等に係る技術の進展状況等を勘案して、保存期間の設定その他の行政文書の管理の方法を、よりこの条例の目的を達成できる方法に変更するよう努めることとします。

【市の考え方】

実施機関は、行政文書の適正な管理、事務又は事業の効率化等のため、行政文書の電子化に努めることとします。また、電子化された行政文書の保存等に係る技術の進展状況等を常に注視し、管理については、この条例の目的を達成するために適切な方法を選択することとします。

15 特定歴史公文書等の保存等

市長による特定歴史公文書等の保存等について次のとおり規定します。

- (1) 市長は、特定歴史公文書等について、原則として、永久に保存することとします。
- (2) 市長は、寄贈等文書が歴史公文書等に該当し、特定歴史公文書等として保存すべきか否かについて専門的な判断を要すると認めるときは、審査会の意見を聴くこととします。
- (3) 市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならないこととします。
- (4) 市長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならないこととします。
- (5) 市長は、特定歴史公文書等の適切な保存を行うとともに、その利用ができるよう必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないこととします。

【市の考え方】

条例の目的である市民への説明責任を全うするためには、特定歴史公文書等を適切に保存する必要があります。そこで特定歴史公文書等を永久に保存することを市長に義務付けるとともに、その内容（利用制限の有無など）や保存状態（劣化の状況など）、利用の状況（利用頻度など）等に応じて適切に保存しなければならないことを規定します。

また、特定歴史公文書等の目録を作成し、これを公表することで、特定歴史公文書等の適切な保存と利用を図ります。

16 特定歴史公文書等の利用を請求する権利

だれでも、この条例の定めるところにより、市長に対して特定歴史公文書等の利用を請求することができることを規定します。

【市の考え方】

特定歴史公文書等の利用の請求について具体的権利として規定することで、利用請求に対する処分等について厚木市行政手続条例の関係規定（標準処理期間の設定等）が適用されるとともに、処分等について不服がある場合には、行政不服審査制度の対象とすることとします。

17 利用請求の手続

利用請求の手続について次のとおり規定します。

- (1) 特定歴史公文書等の利用の請求は、書面で行うものとし、書面に記載する事項について次のとおりとします。
 - ア 利用請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、代表者の氏名
 - イ 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
- (2) 利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対して、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとします。この場合において、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めることとします。

【市の考え方】

特定歴史公文書等の利用の際は、請求される方、利用したい文書に齟齬が生じることのないよう書面で請求することとします。また、利用請求書に不備がある場合は、利用請求者に対して相当の期間を定めて補正を求ることとします。

18 利用請求の取扱い

- (1) 市長は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならないことを規定します。
 - ア 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - (ア) 特定の個人が識別され、又は公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報
 - (イ) 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報
 - (ウ) 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
 - (エ) 人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
 - (オ) 法令等の規定により、公開することができないとされている情報
 - イ 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合
 - ウ 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合

【市の考え方】

特定歴史公文書等の利用請求があった場合は、原則としてこれを利用させなければなりませんが、厚木市情報公開条例における非公開情報と同様に、個人や法人の権利利益、公共の利益等を害するおそれがある場合、破損や汚損の可能性があるため物理的に利用できない場合のほか、当該特定歴史公文書等が非公開を条件として寄贈・寄託を受けたものである場合等は利用することができないことがあります。ただし、特定歴史公文書等の性格により、意思形成過程情報等については、利用を制限する情報とはしません。

19 利用請求に対する措置

市長が利用請求を受けた場合の措置について次のとおり規定します。

- (1) 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用について必要な事項を書面により通知しなければならないこととします。
- (2) 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないとときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならないこととします。

【市の考え方】

特定歴史公文書等の利用等を決定する場合は、厚木市情報公開条例同様、必要事項を書面で通知することとします。全部又は一部の利用ができない場合は、行政手続法第8条に「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」とされていることから、その理由も併せて書面で通知することとします。

20 利用決定等の期限

利用決定は、利用請求があった日から起算して15日以内にすることと規定します。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用決定の期限を45日以内に限り延長することができ、この場合、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないことを規定します。

21 利用決定等の期限の特例

利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等する特例を設けることとします。こ

の場合、利用請求があった日から起算して15日以内に、利用請求者に対して特例を適用する旨及びその理由及び残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限を書面により通知しなければならないことを規定します。

【市の考え方】

特定歴史公文書等の利用等については、厚木市情報公開条例同様、利用者の利便性を考慮し、利用請求があった日から起算して15日以内に決定することとします。ただし、事務処理上、第三者に対する意見書提出の機会の付与等（11ページ「23 第三者に対する意見書提出の機会の付与等」参照）も含め、審査に時間要する案件も想定されることから、15日以内に決定することが困難な場合、45日以内に限り延長できることを規定します。なお、延長する場合は、その旨を書面により通知することします。

また、特定歴史公文書等が著しく大量の場合、利用請求があった日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等をすることが業務の遂行に支障が生じる可能性があります。そのような場合、業務に支障がないように、期間内に相当の利用決定等をするとともに、全てを利用決定等することができない理由及び残りの特定歴史公文書等を利用決定等する期限を書面により通知することとします。

22 本人情報の取扱い

市長は、本人から、当該本人の情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき本人の情報が記録されている部分についても、利用させることを規定します。

【市の考え方】

個人情報が記録されている特定歴史公文書等について、当該情報が記録された本人から利用請求があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき本人の情報が記録されている部分についても、利用させることとします。

23 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

利用請求に係る特定歴史公文書等に市及び利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができることを規定します。

【市の考え方】

利用請求があった特定歴史公文書等に、市や利用請求者以外の第三者の情報が

記載されている場合、利用制限事由該当性についての判断をより的確に行うため、市長は、利用決定の判断をするに当たって、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができることとします。

24 特定歴史公文書等の利用の方法

市長が特定歴史公文書等を利用させる場合は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うこととします。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることを規定します。

【市の考え方】

円滑に特定歴史公文書等を利用していただくために、利用の方法を規定します。

利用決定をした特定歴史公文書等については、原則として原本の閲覧又は写しの交付等により利用していただくこととします。ただし、特定歴史公文書等の原本の傷みが激しく、そのまま閲覧に供すると特定歴史公文書等の保存に支障がある場合等については、その写しを閲覧させることとします。

「その他正当な理由があるとき」の具体例としては、利用制限する部分を黒塗りにするために、一旦原本の写しを作成することが想定されます。

25 費用負担

写しの交付により特定歴史公文書等の利用を行う場合の費用負担について次のとおり規定します。

- (1) 利用請求の手続に要する費用は、無料とすることとします。
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等（24のただし書の規定により特定歴史公文書等を複写したものを含む。）の写し等の交付に要する費用は、利用請求者の負担とします。

【市の考え方】

特定歴史公文書等が市民共有の知的資源として広く市民の皆様に利用していくだけるよう、情報公開請求及び保有個人情報開示請求同様、利用請求に係る手数料は無料とします。また、写し等の交付に要する費用については、行政文書の複写等の費用について（令和元年厚木市告示第288号）に基づき、実費を利用請求者の負担とすることとします。

- 例 白黒 1枚につき10円（A3版まで）
カラー 1枚につき50円（A3版まで）

26 行政不服審査法に関する規定の適用除外

利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しないことを規定します。

27 審査請求に対する諮詢等

利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、市長は、原則として、審査会に諮詢し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならないことを規定します。

【市の考え方】

行政不服審査法においては、処分について審査請求を受けた審査庁が、職員のうち当該処分に関与しない者を審理員として指名して審理を行わせる審理員制度が導入されています。また、審理員による裁決については、有識者から組織される第三者機関が点検を行うこととされています。しかし、特定歴史公文書等の利用決定等に係る審査請求については、情報公開制度と同様に、審理員による審理手続を経ないで、審査請求人が利用を求める理由・背景とは直接に関係がなく、専門的な知見を持つ審査会に直ちに諮詢をする方が、迅速かつ効率的であるため、行政不服審査法に関する規定の適用除外を定めることとし、直接審査会に諮詢し、その答申を受けてから裁決を行うこととします。

28 利用の促進

市長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めることを規定します。

【市の考え方】

特定歴史公文書等について、利用請求によらなくても、展示その他の方法により、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用していただけるように努めます。

29 実施機関による利用の特例

特定歴史公文書等を移管した市長以外の実施機関が、市長に対してその所掌事務を遂行するため必要であるとして利用請求をした場合には、18(1)アは適用しないことを規定します。

【市の考え方】

18(1)アは、個人情報等について利用制限の対象としているものですが、特定歴史公文書等を移管した移管元の実施機関においては、利用制限に係る情報が当該特定歴史公文書等に含まれていても、移管前には知り得た情報であるため、移管元の実施機関が業務上利用する限りにおいては、当該特定歴史公文書等を利用できることとします。

30 特定歴史公文書等の廃棄

市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が重要でなくなったと認める場合には、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で廃棄することを規定します。

【市の考え方】

特定歴史公文書等については、「15 特定歴史公文書等の保存等」に基づき適切に保存していた場合でも、時の経過により紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり資料として保存に耐え難くなった場合が想定されます。このように特定歴史公文書等として保存することが適当でなくなったときは、例外的に廃棄することができるときとします。そのため、廃棄に当たっては、審査会の専門的な知見による判断も加味して適切な判断がなされることを担保します。

31 保存及び利用の状況の公表

市長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならないことを規定します。

【市の考え方】

市長は、毎年度、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況を取りまとめ、適正に公文書等の管理を行っていることを明らかにするため、概要を公表することとします。「保存及び利用の状況」の具体的な内容としては、新たに特定歴史公文書とした文書の状況、保存の状況、利用請求及び処理の状況、利用決定の状況、審査請求の状況、利用の促進の状況等を想定しています。

32 指定管理者の文書の管理

市の公の施設の管理を行う指定管理者の文書管理について、次のとおり規定します。

- (1) 市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講じなければならないこととします。
- (2) 実施機関は、指定管理者との間で締結する協定において、(1)に規定する指定管理者が講じなければならない措置を明らかにしなければならないこととします。

【市の考え方】

指定管理者は、市から公の施設の管理を委任されていることを踏まえ、その諸活動を現在及び将来の市民に説明する責任があるため、当該公の施設の管理に関する文書の適正な管理について必要な措置を講じなければならないこととします。また、実施機関は、指定管理者と締結する協定の中で、文書の管理に関して指定

管理者が講じなければならない措置を明らかにすることとします。

33 出資法人等の文書の管理

市の出資法人等の文書管理について、次のとおり規定します。

- (1) 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理について必要な措置を講ずるよう努めるものとします。
- (2) 実施機関は、出資法人等の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとします。

【市の考え方】

市が出資する法人等については、公的性の強い業務を行っており、市民の関心も高いことから、実施機関に準じてその保有する文書の適正な管理について必要な措置を講ずるよう努めるものとします。また、実施機関においても、それぞれの法人の法的性、自律性・自主性に配慮しながらも、出資法人等の文書の適正な管理の推進がされるよう必要な施策を講ずることとします。

34 研修

実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うことを規定します。

【市の考え方】

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うためには、職員の意識改革や能力向上が重要です。条例の目的の達成につなげるため、実施機関は職員に対し、適正かつ効率的な公文書等の管理が行うことができるよう必要な研修を行うこととします。

35 附則

この条例は、令和7（2025）年4月1日から施行することとします。

ただし、特定歴史公文書の選別、保存、利用等に関する規定等については、令和8（2026）年4月1日から施行することを規定します。

【市の考え方】

条例の施行日は、令和7（2025）年4月1日とします。ただし、令和7年度中に歴史公文書等選別基準の制定をする予定のため、特定歴史公文書の選別、保存、利用等に関する規定及び関連する規定についての施行は翌年の令和8（2026）年4月1日とします。

III 関係例規の整備

1 審査請求の審査に係る附属機関の設置等

厚木市公文書等の管理に関する条例に基づく特定歴史公文書等の利用に係る審査請求の審査については、利用制限事由の該当性のみならず、作成し、又は取得されてからの時の経過も考慮する必要があり、情報公開制度とは異なる独自の観点も踏まえた判断が必要となります。ただし、審査手続については情報公開請求及び保有個人情報開示請求に係る審査請求の審査業務と性質が近いため、現在の厚木市情報公開審査会及び厚木市個人情報保護審査会と統合した「厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会」を附属機関として設置します。また、厚木市公文書等の管理に関する条例の制定に伴い必要な措置を講じるため、次に掲げる関係例規を改正します。

なお、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う必要な措置も講じます。

(1) 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の委員の報酬を厚木市情報公開審査会等と同額として定めます。

(2) 厚木市情報公開条例

審査会の統合に伴い審査会名の改正等所要の改正を行います。

(3) 厚木市個人情報保護条例

審査会の統合に伴い審査会名の改正等所要の改正を行います。

(4) 厚木市個人情報保護審査会条例

審査会の統合に伴い審査会名の改正等所要の改正を行います。

2 条例を運用するための規則の制定

行政文書の保存期間の標準その他の行政文書の管理の細目、特定歴史公文書等の保存方法及び利用請求の手続等並びに厚木市公文書等の管理に関する条例の施行に必要な経過措置を定めるため、次に掲げる規則を制定します。

(1) (仮称)厚木市公文書等の管理に関する条例施行規則

行政文書等の保存期間及び分類の基準、行政文書ファイル管理簿の記載事項等について定めます。

(2) (仮称)厚木市特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規則

特定歴史公文書等の保存方法等、目録の記載事項等、利用請求等に関する様式及び写し等の交付に要する費用等について定めます。

(3) (仮称)厚木市公文書等の管理に関する条例の施行に伴う経過措置を定める規則

従来の永年保存文書については条例を適用する等、条例施行前に作成し、又は取得した行政文書の取扱い等について定めます。

厚木市公文書等の管理に関する条例（案）の骨子の概要

第1章 総則



本市の公文書等の管理の基本的事項を定め、行政文書の適正な管理と、特定歴史的公文書等の適切な保存や利用等を行うことで、市民が適正かつ効率的に運営されることを目的とします。

目的

条例の適用対象となる実施機関、行政が取り扱う文書である行政文書を定義します。

定義

歴史資料として重要な文書を「歴史公文書等」、歴史公文書等のうち保管期限満了後も市長が保存するものや民間から寄贈されたものを「特定歴史公文書等」として定義します。

他法令との関係

法令又は他の条例に特別の定めがある場合は、そちらを優先します。

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等（令和8年4月施行予定）



選別基準に基づき選別をした特定歴史公文書等は、永久に保存します。
特定歴史公文書等を適切に保存し、利用するために必要な事項を記載した目録を作成、公表します。

特定歴史公文書等の利用請求はどなたでも可能です。
利用については、個人情報等の非公開情報を除いた部分どなります。

利用決定等の期限は、利用請求があつた日から起算して15日以内です。

本人の情報については、一部を除き、非公開情報も公開します。

市や、国、独立行政法人等、利用請求者以外の者に関する情報が記録されているときは、その情報に係る第三者に意見を提出する機会を付与します。

文書又は図面については、閲覧又は写しの交付による利用とします。電子データについては、原則データでの閲覧又は写しの交付とします。
ただし、特定歴史公文書等の保存に涉嫌を生ずるおそれがある場合は、その写しの閲覧によることとします。

利用請求の手数料は無料です。写しの交付に係る費用は実費とします。
例）白黒（A3まで）1枚10円 カラー（A3まで）1枚50円

利用決定等に不服がある場合は、附属機関で審査します。
審査請求がある場合は、審査請求をすることができます。審査請求があつた場合は、附属機関で審査します。

特定歴史公文書等を陳棄する場合は、あらかじめ附属機関の意見を聞きます。

毎年度、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、公表します。

本条例の施行日は令和7年（2025）年4月1日とします。ただし、第2章の一部及び第3章の特定歴史公文書に関する事項については、令和8年4月1日とします。



附屬機関を設置するため、関係条例を整備します。

行政文書における機関の保存期間、特定歴史公文書等の保存方法及び利用請求の手続、条例の施行に必要な措置を定めるため、関係規則を制定します。

条例の運用のための規則の制定

利用

市や、国、独立行政法人等、利用請求者以外の者に関する情報が記録されているときは、その情報に係る第三者に意見を提出する機会を付与します。

文書又は図面については、閲覧又は写しの交付による利用とします。電子データについては、原則データでの閲覧又は写しの交付とします。
ただし、特定歴史公文書等の保存に涉嫌を生ずるおそれがある場合は、その写しの閲覧によることとします。

利用請求の手数料は無料です。写しの交付に係る費用は実費とします。
例）白黒（A3まで）1枚10円 カラー（A3まで）1枚50円

利用決定等に不服がある場合は、附属機関で審査します。
審査請求がある場合は、審査請求をすることができます。審査請求があつた場合は、附属機関で審査します。

特定歴史公文書等を陳棄する場合は、あらかじめ附属機関の意見を聞きます。

毎年度、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、公表します。

本条例の施行日は令和7年（2025）年4月1日とします。ただし、第2章の一部及び第3章の特定歴史公文書に関する事項については、令和8年4月1日とします。



附屬機関の設置

厚木市の指定管理者、出資法人についても文書の適正な管理が推進されるよう、厚木市は必要な施策を講じます。

職員に対し、公文書等の管理について必要な研修を行います。

条例の施行について必要な事項は、実施機関が規則等で別に定めます。

第2章 行政文書の管理

職員は、条例の目的を十分認識し、行政文書の作成、整理、保存等を適切に行います。

行政文書の作成

行政文書の整理

行政文書の作成、取扱等をしたときは、事務事務業の性質、内容等に応じて分類をし、行政文書ファイルとしてまとめ、名前、保存期間等を設定して管理をします。

保存期間満了後の措置

保存期間が満了した行政文書については、廃棄又は特定歴史公文書等として引き続き保存をします。

行政文書の保存

保存期間の満了する日までの間、適切な保存及び利用を確保します。



行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、行政文書を保存している間、行政文書ファイル等の分類、名前、保存期間、保存期間の満了する日等を一覧にして、公表することとします。

管理状況の報告

実施機関における行政文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表します。

第4章 雜則

行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、行政文書を保存している間、行政文書ファイル等の分類、名前、保存期間、保存期間の満了する日等を一覧にして、公表することとします。

職員に対し、公文書等の管理について必要な研修を行います。

条例の施行について必要な事項は、実施機関が規則等で別に定めます。

出資法人等

研修

委任

厚木市公文書等の管理に関する条例（案）の骨子に対する
パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和6年11月18日（月曜日）から令和6年12月18日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
- (2) 意見の件数 1件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1	<p><u>14 電子化の推進(1)について</u></p> <p>行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣）総理大臣決定）によると、「法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。」とある。</p> <p>公文書管理の将来を見通すと、本条文には、電子媒体で作成することを基本とする等、ガイドラインの主旨に沿った内容にしてもらいたい。</p>	<p>本市では、国のガイドラインを踏まえ、電子化の推進という基本的な姿勢について条例で定めるとともに、御意見のあった内容については、条例の委任を受けた規則で定める予定です。</p>	—

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 行政総務課
- (2) 連絡先 (046) 225-2280

5 結果公開日

令和7年1月23日 公開